

医師、医療機関のみなさまへ

石綿が原因で病気になった場合の 補償・救済制度のご案内

アスベスト（石綿）が原因の病気にかかった方に

医療費 などの **救済給付** を支給する制度があります。

	労災保険制度による 「労災保険給付」 ※1	石綿健康被害救済制度による 「救済給付」
支給対象者	(1) 労働者または労災保険の特別加入者 (2) 上記 (1) の遺族	(1) 労災保険等の対象とならない方 (2) 上記 (1) の遺族
対象疾病	a) 中皮腫 b) 肺がん c) 石綿肺 d) びまん性胸膜肥厚 e) 良性石綿胸水	a) 中皮腫 b) 肺がん c) 石綿肺 d) びまん性胸膜肥厚 ※ c)、d)は著しい呼吸機能障害を伴うものに限りです
給付内容	(1) 労働者または労災保険の特別加入者※ a) 療養補償給付 (自己負担なしで治療が受けられます) b) 休業補償給付 (2) 上記 (1) の遺族 遺族補償給付（年金または一時金）など ※ ご本人の賃金により給付額が異なります。	(1) ご療養中の方 a) 医療費：医療費の自己負担分 b) 療養手当：103,870 円/月 (2) 申請前にお亡くなりになった方のご遺族 a) 特別遺族弔慰金 280 万円※ b) 特別葬祭料 199,000 円 ※ 認定後にお亡くなりになった方のご遺族の場合には、支給済みの医療費、療養手当支給分を減額した額が支払われます。

問 い 合 わ せ 先	<p>お近くの 労働基準監督署または都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html</p> <p>各給付に関する一般的なご質問については、下記でも受け付けています。</p> <p>労災保険相談ダイヤル</p> <p>0570-006031</p> <p>(受付時間 平日 9:30～17:30)</p>	<p>独立行政法人環境再生保全機構</p> <p>https://www.erca.go.jp/asbestos/</p> <p>石綿救済相談ダイヤル</p> <p>さあはやく きゅうさい</p> <p>0120-389-931</p> <p>(受付時間 平日 9:30～17:30)</p>
----------------------------	--	--

※1 平成 28 年 3 月 26 日までに石綿による病気で死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族には、労災保険給付ではなく特別遺族給付金が支払われます。

「労災保険給付」「救済給付」について詳細はこちらのリーフレットをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/general/pdf/rousaikyuusai.pdf>



「救済給付」の医学的判定について詳細はリーフレット「医学的判定の考え方」をご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/general/pdf/shiteishippeii.pdf>



【アスベスト・アスベスト関連の病気に関する情報】

■アスベストとその健康被害、救済制度についての解説

- ・(独)環境再生保全機構作成パンフレット「アスベスト（石綿）と健康被害」(PDF)



<http://www.erca.go.jp/asbestos/what/kenkouhigai/pdf/panphlet.pdf>

医師、医療機関のみなさまへ

アスベスト(石綿)が原因の「肺がん」の患者さんには、医療費等が支給されます

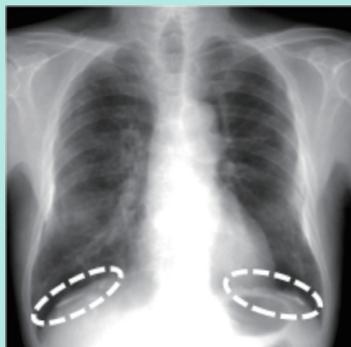
たとえば「原発性肺がん」であって広範囲の「胸膜プラーク」所見が確認できれば、石綿健康被害救済制度(労災保険等の対象とならない方向け)では、アスベストによる肺がんと認定されます。

認定されると、
医療費のほか、手当(約10万円/月)等
の給付が受けられます。

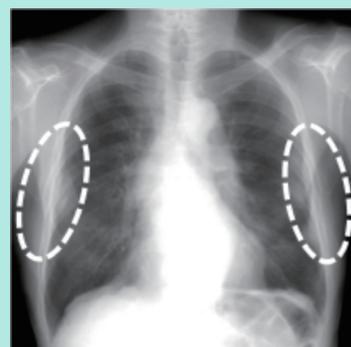
(裏面のその他の判定基準もご覧ください)

Q1 「胸膜プラーク」 とは

アスベストが原因で胸壁側の胸膜などにできた限局した肥厚のことをいいます。



例1) 典型的石灰化胸膜プラーク



例2) 側胸部にみられる非石灰化胸膜プラーク

Q2 「胸膜プラーク」所見が広範囲にあるとは

- 1 胸部正面エックス線写真により、胸膜プラークと判断できる明らかな陰影(その陰影が胸部CT画像でも胸膜プラークと確認できる)

あるいは

- 2 胸部CT写真で、左右いずれか一側の胸壁内側に4分の1以上の胸膜プラーク所見

詳しくは、**環境再生保全機構**の石綿救済相談ダイヤルをご案内ください。

さあ はやく きゅうさい



0120-389-931

受付
時間

9:30~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

その他のアスベストが原因の「肺がん」の判定基準

「原発性肺がん」であってA・Bのいずれかの場合にも認定されます。

A 胸膜プラーク所見があること
(胸部エックス線検査または胸部CT検査) **+** 胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見^{※1}があり、胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること

B 石綿小体または石綿繊維の所見があること(以下のいずれかの場合)

- 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
- 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 μ m超)
- 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 μ m超)
- 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体
- 肺組織切片中の石綿小体^{※2}

※1 両肺野に不整形陰影が少数あり、大陰影がないもの。

※2 複数の肺組織切片を作製した場合には、そのいずれにも石綿小体が認められる必要があります。

次のようなアスベストを取り扱う職業に関わった方などについては、以上の医学的所見の有無を再度ご確認ください。

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 建築物の補修、解体、石綿などの吹き付け | 6 ブレーキライニングなど摩擦材の製造 |
| 2 断熱や保温のための被覆作業、その補修 | 7 1～6の作業場の近くまたはアスベストが使われていた建物に出入り等していたことがある。 |
| 3 船舶、車両の製造、補修 | 8 家族に1～6の職業の者がいた。 |
| 4 スレート板など建築材料の製造、切断 | |
| 5 石綿紡織製品の製造、使用 | |

認定基準の詳細は、環境再生保全機構発行のパンフレット「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」をあわせてご確認ください。
機構HP (<http://www.erca.go.jp/asbestos/>) からダウンロードいただけます。

既にお亡くなりになった患者さんについても、ご遺族の方から請求していただくことができます。